

別記第9号様式(第15条関係)(表)

(平9規則60・全改、平18規則106・平19規則32・平25規則41・令元規則32・令2規則221・一部改正)

| 東京都立職業能力開発センター施設設備使用申請書 | | | |
|--|------------------|---------|-------------|
| | | | 年 月 日 |
| 東京都立城南職業能力開発センター長 殿 | | | |
| 申請人 〒 | | | |
| 住所 | | | |
| 役職 | | | |
| 氏名 | | | |
| 東京都立職業能力開発センターの施設設備を使用したいので、東京都立職業能力開発センター条例施行規則第15条第1項の規定により、下記のとおり申請します。 | | | |
| 使用目的 | | | |
| 使用内容 | 施設の名称 | 年月日(曜日) | 時 間 |
| | | | 時 分から 時 分まで |
| | | | 時 分から 時 分まで |
| | | | 時 分から 時 分まで |
| 入場料等徴収の有無 | 有(1人 円) 無 | | 人員 人 |
| 使用時における会場責任者 | 住所 〒 氏名 TEL : | | |
| 会場に特別の設備をし、又は変更を加える場合、その内容 | | | |
| 使用したい設備、機械等の名称及び数量 | | | |
| 備 考 | | | |

※裏面の使用の条件をよくお読みください。

(日本産業規格A列4番)

| | |
|---------|--|
| 〔使用の条件〕 | <p>(1) 施設設備の使用に際しては、職業能力開発センターの所長又は校長の指示に従うこと。</p> <p>(2) 職業能力開発センターの所長又は校長の指示を守らず、又は他の使用者に迷惑を掛けるなど、職業能力開発センターの運営を阻害した者に対しては、使用承認を取り消し、又は以後の使用を制限することがあります。</p> <p>(3) 職業能力開発センターの業務運営上、必要が生じたときは、使用承認を取り消し、又は使用を中止させることがあります。</p> <p>(4) 使用を終了したときは、使用した施設を原状に回復すること。</p> <p>(5) 職業能力開発センターの施設設備に損害を与えた場合は、職業能力開発センターの所長又は校長が相当と認める損害額を賠償すること。ただし、職業能力開発センターの所長又は校長がやむを得ない理由があると認められたときは、減額し、又は免除することがあります。</p> <p>(6) 東京都立職業能力開発センター条例第12条第2項ただし書の規定に基づき、施設使用に関する実費を徴収します。</p> |
|---------|--|

※使用後には必ず清掃を行って下さい。

※自動車での来所は、特別の事情のない限り、ご遠慮下さい。

※提出書類はホッチキス止めしないで下さい。

※施設の名称には、第一教室・第二教室・第三教室・パソコン室・
実習場のいずれかを記入して下さい。